

「子供の居場所」づくりに対する財政支援の一覧 【関東地方】(平成30年4月現在)

<<茨城県>>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
地域子ども食堂運営補助事業 (H30 79万円)	日立市社会福祉協議会に協力し、地域子ども食堂を運営する団体等	地域子ども食堂の運営に要する食材費、従事者費用弁償、従事者保険料を補助する。 補助率 10/10 補助額 最大26万円(1か所・年)	日立市 保健福祉部社会福祉課 TEL 0294-22-3111 内線 786
子育て広場推進事業補助金 (H30 95万円)	任意団体等	市次世代育成ルームにおいて子育て広場推進事業を実施する者に対し、当該事業に要する経費を補助する。 ・補助対象経費 人件費, 需用費, 役務費等 ・補助率 1団体に対し, 95万円を限度に助成	結城市 保健福祉部子ども福祉課 子育て支援係 TEL 0296-34-0427
生活困窮世帯の子どもの学習支援事業 (H30 368万円)	NPO 法人	生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の児童・生徒に対し、学習支援, 児童・生徒の悩みや進学に関する助言等を行い, 児童・生徒の学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ることを目的として, 生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施。	龍ヶ崎市 福祉部生活支援課担当 TEL 0297-64-1111 (内線) 186

<p>子どもの居場所づくり事業 (H30 187万円)</p>	<p>NPO 法人</p>	<p>「子どもの居場所づくり事業」として、 小中学生などの幅広い年齢の子どもたち が集い・遊び・学ぶ場所を開設していま す。</p>	<p>龍ヶ崎市 教育委員会事務局 文化・生涯学習課担当 TEL 0297-64-1111 (内線) 235</p>
-------------------------------------	---------------	--	---

<<栃木県>>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
<p>子どもの居場所運営費補助事業 (H30 1,772万円)</p>	<p>市町(中核市を除く)</p>	<p>ネグレクト家庭の児童等支援の必要な子どもに対し食事や学習の場等を提供する居場所の運営に係る費用を補助する。(補助率 1/2) ・事業費ベース 上限 886 万 4 千円 国庫補助事業の対象とならない事業分に対する補助(1年)。なお、2年目以降は国庫補助事業の対象のみ補助(3年まで)</p>	<p>栃木県 保健福祉部こども政策課 TEL 028-623-3061</p>
<p>子どもの居場所担い手育成事業 (H30 150万円)</p>	<p>子どもの居場所を運営する NPO 法人等</p>	<p>コーディネーターを配置し、居場所運営に係る相談支援、研修の開催、ネットワーク会議開催等担い手育成に係る費用を委託により支援する。</p>	<p>栃木県 保健福祉部こども政策課 TEL 028-623-3061</p>
<p>子育て支援事業 (H30 2,975万円)</p>	<p>宮っ子ステーション事業(放課後児童健全育成事業・放課後子ども教室事業)を運営している、各小学校区の地域の運営委員会</p>	<p>平日の午前中に、乳幼児とその保護者の交流の場を提供する子育て支援事業を市が運営委員会に委託して実施する。</p>	<p>宇都宮市 教育委員会事務局生涯学習課 TEL 028-632-2676 http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/shogaigakushu/1012031/1006548.html</p>

<p>市民活動助成事業 (H30 350万円)</p>	<p>自主的で公益的な活動を実施する市民活動団体</p>	<p>市民活動団体の自主的で公益的な活動のきっかけづくりや、新規事業や事業拡大の促進など、団体の自立化と活発化を推進することを目的に活動資金等を助成する。 (補助率 1/2) ・スタート支援 上限 1 団体あたり 10 万円 (1 回限り) ・ステップアップ支援 上限 1 団体あたり 30 万円 (2 回まで) ・連携支援 上限 1 事業あたり 30 万円 (2 回まで) 子ども食堂や学習支援に活用されうる。</p>	<p>宇都宮市 市民まちづくり部 みんなでまちづくり課 TEL 028-632-2886 http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kyodo/npo/1006191.html</p>
<p>青少年の居場所づくり事業 交付金 (H30 129万円)</p>	<p>地区青少年育成会など、地域において「青少年の居場所」を設置・運営しようとするもの</p>	<p>青少年が気軽に立ち寄り、かつ、自由に集まることができる「青少年の居場所」の設置・運営にかかる費用の一部を補助する。 ・運営費補助 上限 12 万円 (運営費補助基礎額) 5 万円 + 700 円 × 開催日数 ・新規開設経費補助 上限 5 万円 (補助率 10/10)</p>	<p>宇都宮市 子ども部子ども未来課 TEL 028-632-2344 http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/seishonen/ibasho/1004110.html</p>

<p>要支援児童健全育成事業 (H30 1,258万円)</p>	<p>養育放棄等の状況にある要支援児童に、放課後及び長期休業中に、居場所を提供するとともに、基本的な生活習慣や学習支援などの支援等を行う団体等</p>	<p>要支援児童に、健全な家庭の養育を経験・学習させる事業を行う団体に対し、当該事業に要する経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 <p>事業を実施するための人件費、不動産賃貸料など(補助率10/10)上限1団体あたり794万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 <p>2団体</p>	<p>宇都宮市 子ども部子ども家庭課 子ども家庭支援室 TEL 028-632-2750</p>
<p>子ども食堂開設運営補助事業費 (H30 20万円)</p>	<p>NPO法人 社会福祉法人 任意団体</p>	<p>子どもの居場所づくりを目的として、子どもに対して無料又は低料金による食事の提供、学習の支援等を行う施設の開設及び運営に必要な経費を補助する。(上限10万円)</p>	<p>栃木市 こども未来部 子育て支援課 児童家庭係 TEL 0282-21-2226</p>
<p>要保護児童等対策支援事業 (H30 60万円 H29 補正 100万円)</p>	<p>子ども食堂を開設する者</p>	<p>子どもの孤食を減らすとともに、子どもが安心できる地域の居場所づくりと、保護者への子育て支援を行うために必要な経費を助成する。(上限20万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費 <p>事業を開始するにあたり整備すべき建物・設備の改修、または、設備、及び、備品、並びに、消耗品の購入費</p>	<p>鹿沼市 こども未来部 こども総合サポートセンター こども・家庭相談係 TEL 0289-63-2177</p>

<p>子どもに対する学習支援事業（生活困窮者就労準備支援事業） （H30 317万円）</p>	<p>NPO法人</p>	<p>就学援助費を受給している世帯の中学生、自立支援相談に相談があった世帯の中学生（1年生から3年生）、その他市長が認めた世帯の中学生を対象にNPO法人が講師を行う学習支援事業時での食事の提供。 国庫補助事業の対象とならない事業（食事提供）に対する補助（賃金、賄材料費、プロパンガス代）。</p>	<p>下野市 健康福祉部社会福祉課 TEL 0285-32-8901</p>
---	--------------	--	--

<p>市民活動補助事業 (H30 480万円)</p>	<p>次の要件に全て該当する団体 公益活動を目的とする団体等 であること 市内で活動実績がある市民活 動団体等であること(今後にお いて活動を予定する場合を含 む。) 5人以上の会員で組織され、 継続して活動できる見込みがあ る市民活動団体等であること</p>	<p>市民主体のまちづくりに向け、持ち味を 生かした自主的な取組事業を募集し、審 査により採用された事業に係る経費の一 部を補助する。 (新規) 選択制で1回限り ・トライコース(補助率10/10) 上限1団体あたり5万円 ・スタートコース(補助率3/4) 上限1団体あたり10万円 (継続ステップアップ) 1事業につき4回まで ・2~3年目(補助率3/4) 上限1団体あたり30万円 ・4~5年目(補助率1/2) 上限1団体あたり30万円 子ども食堂や学習支援に活用されうる。</p>	<p>下野市 総合政策部 市民協働推進課 TEL 0285-32-8887 http://www.city.shimotsuke.lg.jp/1613/info-0000003091-0.html</p>
---------------------------------	--	---	---

<p>子育て地域交流ひろば促進事業補助金 (H30 92万円)</p>	<p>子育て中の保護者 地域の地縁組織 ボランティア団体 特定非営利活動法人 その他営利を目的としない団体</p>	<p>地域の子育て機能の向上及び充実を図る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の保護者同士で運営する事業 ・高齢者のふれあいルーム等と合同で運営する事業 ・子どもの居場所を運営する事業 <p>補助対象</p> <p>初期経費補助：家屋の改修、事業を実施するための備品購入(上限10万円)</p> <p>運営費補助：報償費、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、燃料費、使用料及び賃借費(上限3万円/月)</p>	<p>那須町 こども未来課子育て支援センター TEL 0287-71-1137</p>
<p>芳賀町子どもの居場所づくり事業 (H30 20万円)</p>	<p>社会福祉法人及び任意団体等</p>	<p>学童や乳幼児及びその親が気軽に集まることができる居場所づくりのため、必要な経費を公費負担する。</p>	<p>芳賀町 住民生活部福祉対策課福祉係 TEL 028-677-1112</p>

<<群馬県>>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
<p>子どもの居場所づくり応援事業 （H30 300万円）</p>	<p>子どもの居場所づくり事業に取り組む民間団体</p>	<p>子ども食堂や無料学習塾の新規の立ち上げや機能の追加に要する費用に対する補助。 定額：1団体20万円以内</p>	<p>群馬県 こども未来部子育て・青少年課 TEL 027-226-2622</p>
<p>子ども学習支援事業補助金 （H30 60万円）</p>	<p>無料学習支援事業に取り組む民間団体</p>	<p>市内にて無料の学習支援事業を実施する民間団体に対し、当該事業に要する経費を補助する。（1団体に対し、10万円を限度に助成） ・補助対象経費 保険料、交通費、教材費、消耗品購入費、広報に係る経費等</p>	<p>桐生市 福祉課 TEL 0277-46-1111</p>
<p>協働まちづくり事業 （H30 50万円）</p>	<p>市内で活動するNPO、市民団体、ボランティア等</p>	<p>地域活動の充実を進展させることを目的に、事業に必要な経費の一部を補助する。 上限：1事業10万円（原則、単年度） 子ども食堂や学習支援に活用されうる。</p>	<p>富岡市 総務部地域づくり課 TEL 0274-62-1511</p>

<p>子ども食堂事業 (H30 130万円)</p>	<p>町内において1年以上継続して子ども食堂を実施する意思及び能力を有する者</p>	<p>家庭的な環境の中で食事をする機会の少ない子どもの居場所の確保及び孤食の防止を図るため、子ども食堂の準備経費及び活動経費を補助する。</p> <p>準備経費補助金：上限15万円 活動経費補助金：上限25万円</p>	<p>大泉町 福祉課 TEL 0276-62-2121</p>
--------------------------------	--	---	---

<<埼玉県>>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
<p>子どもの居場所づくり事業 (多世代交流会食) (H30 320万円)</p>	<p>子どもの居場所づくり及び地域における世代間の交流を図るための会食を実施する市内の団体等</p>	<p>会食の実施にあたり、子ども及びボランティアへの食事の提供に必要な食材購入費(1人あたり400円)並びに運営に係る費用(1か所につき2分の1かつ10万円以内)を補助する。</p>	<p>さいたま市 子育て支援政策課 TEL 048-829-1909</p>
<p>川越市提案型協働事業補助金 (H30 204万円)</p>	<p>川越市内に事務所もしくは活動場所を有する市民活動団体等(自治会、NPO法人、ボランティア団体等)で以下を満たすものの 構成員が5名以上 政治・選挙・宗教を目的とした団体でないこと。))</p>	<p>市民活動団体等が地域の課題を解決するために、主体的に取り組む協働事業の実施に直接必要となる経費の2分の1を補助する(上限20万円まで)</p>	<p>川越市 地域づくり推進課 協働推進担当 TEL 049-224-5705</p>
<p>春・夏の遊び場運営委託 (H30 42万円)</p>	<p>NPO法人</p>	<p>春休み、夏休みの子どもの居場所づくりとして事業実施。事業の実施に必要な経費を委託料として支払う。</p>	<p>東松山市 子育て支援課 TEL 0493-63-5005</p>

<p>大岡子育てひろば運営委託 (H30 49万円)</p>	<p>NPO 法人</p>	<p>市内の子育て支援拠点等がない地区において、乳幼児の居場所づくりとして事業実施。 事業実施に必要な経費を委託料として支払う。</p>	<p>東松山市 子育て支援課 TEL 0493-63-5005</p>
<p>子どものひろばイベント運営委託 (H30 77万円)</p>	<p>NPO 法人</p>	<p>放課後等の子どもの居場所づくりとして、年30回程度事業実施。 事業の実施に必要な経費を委託料として支払う。</p>	<p>東松山市 子育て支援課 TEL 0493-63-5005</p>
<p>子どもの居場所事業企画 運營業務委託事業 (H30 16万円)</p>	<p>企画案を実施できる知識、技術等のある団体で、 宗教活動・政治活動・営利行為を主たる目的としていない団体</p>	<p>子どもたちのための居場所事業を企画する団体に、事業を委託する。 (上限5万円(消費税別))</p>	<p>入間市 こども支援部青少年課 青少年活動センター TEL 04-2962-1005</p>
<p>学習サロン併設型子ども 食堂への運営費補助 (H30 73万円) 県の「放課後子供教室推進 事業等補助金」を歳入として 2/3 受ける予定。</p>	<p>NPO 法人</p>	<p>困難な家庭状況にある子供たちが、早期から学習習慣を身に着けることができるよう、学習サロンと一体型の子ども食堂を開設し、支援が必要な子どもたちに対する地域拠点として位置付けていくため、運営に必要な人件費等を補助する。</p>	<p>鶴ヶ島市 こども支援課 TEL 049-271-1111</p>

<<千葉県>>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
こどもカフェ （H30 248万円）	NPO 法人	<p>子どもにとって居心地がよく、落ち着くことのできる子どもの居場所である「こどもカフェ」をNPO法人に委託して、週1～2回開催する。</p> <p>子どもが気軽に立ち寄り、学生や地域のボランティアの方々など、信頼できる大人が見守る中で、異年齢の子どもと一緒に遊び、そして学びながら、地域全体で子どもを育てていくことができる場所</p>	<p>千葉市 こども企画課 TEL 043-245-5673</p> <p>https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/cafe.html</p>
四街道プレーパーク運営事業 （H30 291万円）	プレーパーク（冒険遊び場）を提供する業務委託された事業者	<p>創造性、協調性、自主性を育み、健全な心身の発達を促すことができる空間を提供することを目的として、プレーパーク事業を行っており、委託および次のような支援を行っている。事業広報、啓蒙活動支援 公共施設利用時の減免等 賠償責任保険の加入</p>	<p>四街道市 健康こども部子育て支援課 TEL 043-421-6124</p>
市民協働事業（市民提案型協働事業助成金） （H30 250万円）	対象：市へ団体登録が完了した市民公益活動団体	<p>市民公益活動団体が自主的に行う地域課題の解決に資する事業に対して支援を行う。</p> <p>助成金額は、事業に要する経費の2分の1以内の額とし、50万円が限度</p>	<p>佐倉市 市民部自治人権推進課 TEL 043-484-6127</p>

<p>市民活動支援補助金 (H30 75万円)</p>	<p>市民活動団体等</p>	<p>市民活動を実践する団体が自由かつ自発的に行う公益的な活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キックオフ部門 上限5万円 (補助率10/10) ・チャレンジ部門 上限15万円 (補助率2/3以内) ・コラボ部門 上限20万円 (補助率2/3以内) <p>子どもの居場所づくり事業等に活用され得る</p>	<p>富里市 市民活動推進課 TEL 0476-93-1117</p>
<p>いすみ市子どもの居場所づくり事業補助金 (H30 95万円)</p>	<p>市内に主たる活動の場がある団体で、子どもの居場所づくり事業を行うもの</p>	<p>地方公共団体の行う子供の貧困対策に関する次の事業を支援する。子どもの居場所づくりのための事業に補助金を交付する。</p> <p>(1 団体年間上限額 30万円、途中開始又は終了した場合は月割)</p> <p>(新規団体は開始に要する経費5万円を補助)</p>	<p>いすみ市役所 福祉課子育て支援室 TEL 0470-60-1120</p>

<<東京都>>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
<p>子供の居場所創設事業 （H30 1.8億円）</p>	<p>区市町村 （区市町村が認めた者へ委託又は補助を行うことができる。）</p>	<p>全ての子供やその保護者が気軽に立ち寄れる地域の「居場所」を創設し、子供に対する学習支援や保護者に対する養育支援、食事提供をはじめとした生活支援を行うことで、様々な事情を有する子供と保護者に対して包括的な支援を行い、生活の質の向上と地域全体で子供や家庭を支援する環境を整備する。</p> <p>補助率(基準額に対し) 運営費 1/2 施設整備 10/10</p>	<p>東京都 福祉保健局 少子社会対策部家庭支援課 子育て事業担当 TEL 03-5320-4371</p>
<p>子供食堂推進事業 （H30 1,200万円）</p>	<p>区市町村、子供食堂実施者</p>	<p>子供食堂の安定的な実施環境を整備することで、地域に根差した子供食堂の活動を支援する。補助基準額は活動1回当たり1万円（年額24万円上限）。</p> <p>（補助率） 10/10</p>	<p>東京都 福祉保健局 少子社会対策部家庭支援課 子育て事業担当 TEL 03-5320-4371</p>

<p>子供サポート事業立上げ支援事業 (H30 35.7億円の内数) 地域福祉推進区市町村包括補助事業の一部で実施</p>	<p>区市町村</p>	<p>民間団体が生活困窮世帯の子供に対して支援を行う事業の立ち上げや、民間団体間の連携推進等に取り組む区市町村への補助を行う。 立上げ支援事業 立上げアドバイザー配置事業 (補助率) 1/2</p>	<p>東京都 福祉保健局 生活福祉部地域福祉課 生活援助担当 TEL 03-5320-4572</p>
<p>みんなの食堂づくり支援事業(試行事業) (H30 15万円)</p>	<p>NPO法人、企業又は任意団体等</p>	<p>子どもや高齢者等の孤食防止や他世代の交流を目的とした食堂を実施(実施に際し、参加者に子どもを含めることを条件とする。)する団体に対し、実施に必要な物品を支給する。(一団体の購入品の総額上限: 7万5千円まで)</p>	<p>中央区 福祉保健部 子ども家庭支援センター TEL 03-3534-2103 http://www.city.chuo.lg.jp/ko-sodate/shien/minnnanoshoku-dosiendukuri/index.html</p>

<p>新宿区子ども未来基金 (H30 300万円)</p>	<p>以下の活動を行う構成員が5人以上の団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学び」「共食」「体験」の機会、「活動の場」の提供、子どもの情緒や創造性の育成又は孤食や育児の孤立化を防止する活動 ・「ひとり親家庭」「生活困窮家庭」等、困難を抱えた子どもや家庭を支援する活動 ・子どもの発育発達や不登校、思春期のこころの問題などを抱える子どもとその保護者を地域でサポートする活動 	<p>平成28年4月に「新宿区子ども未来基金」を設置し、基金を活用して子どもの育ちを支援する以下の活動に助成を行う。なお、同一団体が行う同一の活動は年1回の助成で最高4回(4年)までで、助成率は1、2回目は対象経費の3/4、3回目は対象経費の1/2、4回目は対象経費の1/4である。</p> <p>支援を必要とする子どもと子育て家庭を継続的に支える活動(概ね月1回以上の活動が見込まれ、複数年にわたり継続的に行う活動)</p> <p>(助成上限額 30万円、対象経費上限額 40万円)</p> <p>子どもの健やかな成長を支える活動、子育て家庭の福祉の向上を図り、子ども達の生きる力を育むことに寄与する活動(1回又は複数回で完結する活動)</p> <p>(助成上限額 10万5千円、対象経費上限額 14万円)</p>	<p>新宿区 子ども家庭部 子ども家庭課企画係 TEL 03-5273-4261 http://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/kodomok02_002040.html</p>
-----------------------------------	--	--	--

<p>台東区子供育成活動支援事業補助金 (H30 750万円)</p>	<p>台東区内で事業を実施する社会福祉法人、特定非営利活動法人その他区長が認めた団体</p>	<p>次に掲げる全ての事業を継続的に行う場合、補助金を交付する。</p> <p>(1)子供が集い、交流する場の提供及び子供の交流の促進に関する事業 (2)学習指導及び相談、進学相談等に関する事業(週2回) (3)栄養バランスの取れた食事を提供する事業(月2回)</p> <p>補助率 基本分 10万円×実施月数 推進加算分 30万円</p> <p>推進加算分は当該年度に新規で事業の実施場所を開設する場合又は必要実施回数を超える回数を実施する場合に加算。ただし、当該年度において1回限りとする。</p>	<p>台東区 区民部子育て・若者支援課 TEL 03-5246-1237</p>
---	--	---	--

<p>世田谷区子ども基金 (H30 2,000万円)</p>	<p>区内で子育て支援活動を行う 団体等</p>	<p>助成対象事業 次代を担う子どもの成長を支える活動 支援を必要とする子ども、家庭を支える活動 親の子育て力の発揮を支える活動 地域の子育て力の向上のための活動 助成上限額 3年以上継続して活動している団体 = 50万円、上記事業のうち区が定める重点テーマ事業は100万円 活動期間が1年以上の団体 = 25万円 活動期間が1年未満の団体 = 10万円 個人への助成 = 5万円</p>	<p>世田谷区 子ども・若者部子ども家庭課 子育て支援担当 TEL 03-5432-2569 http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/132/504/d00009273.html</p>
<p>こどもテーブル助成 (H30 6387万円)</p>	<p>渋谷区社会福祉協議会</p>	<p>渋谷区社会福祉協議会が実施する「こどもテーブル」事業に対して経費の一部助成と、区施設利用の便宜を図っている。</p>	<p>渋谷区 子ども家庭部子ども青少年課 子ども青少年育成係 TEL 03-3463-2578 渋谷区社会福祉協議会 子ども支援課こどもテーブル係 TEL 03-5457-2200</p>

<p>杉並区 N P O 活動資金助成 (H30 250 万円)</p>	<p>N P O 法人等</p>	<p>N P O 支援基金を通して、N P O の地域貢献活動を支援することで、N P O 活動の推進を図る。 【助成額】上限 5 0 万円 (1 団体) 助成総額 2 5 0 万円 (年間)</p>	<p>杉並区 区民生活部地域課協働推進係 TEL 03-3312-2381</p>
<p>子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業 (H30 350 万円)</p>	<p>区内で事業(子ども食堂)を実施する N P O 法人やボランティア団体</p>	<p>1 対象事業 ・食事の提供に関すること ・勉強や遊びなど、子どもが安心して過ごせる 環境づくりに関すること 等 2 開催頻度 月 2 回以上、定期的を実施すること 3 補助金額 ・初期経費 10 万円を上限 (対象: 工事請負費、備品購入費、教育訓練費 食品衛生責任者) ・運営経費 20 万円を上限 (対象: 賃借料・会場借上費、需用費 消耗品、印刷製本、食材、役務費 交通費、保険料、通信費) 初期経費の申請は初年度のみ</p>	<p>北区 教育委員会事務局 子ども未来部子ども未来課 次世代育成係 TEL 03-3908-9361</p>

<p>荒川区子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業 (H30 1,335万円)</p>	<p>10人以上の構成員がいる団体 (子ども食堂事業にあっては5人以上) (ただし、過半数が荒川区の区域内居住者又は勤務又は通学者であるものに限る)</p>	<p>【子どもの居場所づくり事業】 生活困窮世帯、ひとり親家庭その他の支援を必要とする家庭の子どもを対象とした、週1回程度以上行われる居場所事業 学習体験事業に対し次の基準額のとおり補助を行う。 【基準額】 実施1回あたり1万5千円+参加対象者1千円/人 実施1回あたり5千円+参加対象者5百円/人</p> <p>【子ども食堂事業】主に、生活困窮世帯、ひとり親家庭その他の支援を必要とする家庭の子どもを対象とした、食堂事業に対し次の基準額のとおり補助を行う。 【基準額】実施1回あたり7千円+参加対象者3百円/人</p>	<p>荒川区 子育て支援部子育て支援課 管理調整係 TEL 03-3802-3111 (内線 3812) https://www.city.arakawa.tokyo.jp/kosodate/shisetsu/kodomoibasho.html</p>
---	--	--	--

<p>足立区公益活動げんき応援事業助成金 (H30 638万円)</p> <p>【備考】 NPO 団体等の活動を支援するもので、「子供の居場所」づくりに対する直接的な助成ではない。</p>	<p>足立区 NPO 活動支援センターの登録団体で、足立区内を主な活動地域としている NPO 団体やボランティア団体。 足立区地区町会自治会連合会などの地縁団体。</p>	<p>寄附と区の拠出金からなる協働・協創パートナー基金を活用し、区内の公共性・公益性の高い活動や地域貢献活動を支援するための助成金制度。</p> <p>【事業対象経費】 げんき応援コース 上限10万円 ステップアップコース 上限60万円</p> <p>* 助成率 1年目10分の10 2年目3分の2 3年目2分の1</p> <p>【29年度採択件数】 20件(17件) 5件(3件)</p> <p>* ()子どもの居場所に関する事業の採択件数</p>	<p>足立区 地域のちから推進部 区民参画推進課 区民参画支援係 TEL 03-3880-5020</p>
<p>平成30年度子ども・若者支援活動費補助制度 (H30 820万円)</p>	<p>子ども・若者の自立や健やかな育成及び社会生活を円滑に営むことができるように支援していくことを目的として活動(を予定)している団体</p>	<p>支援対象の団体が、困難や事情を有する区内の子ども・若者を対象に、区内で行う支援活動の立上げ及び運営経費を補助 立上げ：10/10(上限20万) 運営：2/3(上限最大60万) 活動内容により異なる</p>	<p>葛飾区 子ども応援課子ども応援係 TEL 03-5654-8578</p>

<p>市民企画事業補助金 (H30 800万円)</p>	<p>非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体（法人格の有無は問わない）</p>	<p>市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業について、その経費の一部を補助。</p> <p>活動支援部門：活動を始めて間もない団体が、自らの活動を広く紹介する事業(上限10万円、補助率10/10)</p> <p>事業実施部門：自立運営を目標に企画提案する事業(上限100万円、補助率1/2)</p> <p>「子どもの居場所」づくりへの直接的な支援ではないが、そのような内容の事業の応募があり、審査の結果採択となれば、補助対象となるもの。</p>	<p>八王子市 市民活動推進部協働推進課 TEL 042-620-7401</p>
----------------------------------	--	--	---

<p>「平成 30 年度国立市子どもの居場所づくり事業補助金」 (H30 210 万円)</p>	<p>(1) 小学生から 18 歳までを対象とし、子どもたちが気軽に立ち寄り、自由に過ごせる居場所を提供するもの。 【市内で青少年育成の活動をしている、または青少年育成の活動を予定している団体及び個人であること。】</p> <p>(2) 0 歳から 18 歳までを対象とする食の支援または学習支援を通じて、子どもや子育て家庭への居場所を提供するもの。 【市内で青少年育成の活動をしている団体及び個人であること。】</p>	<p>将来を担う子どもたちが、地域の人とのふれあいによって、豊かな人間性や社会性を身に付けること、また、子育て家庭が地域で孤立することなく、支え合いの中で子育てができるようにすることを目的として、地域における子どもの居場所事業を実施する団体及び個人に対して、補助金を交付する。 支援対象の(1)は 35 万円(2)は 50 万円を上限とする。</p>	<p>国立市 児童青少年課 児童・青少年係 TEL 042-576-2111 (内線 198) Mail sec_jidosyonen@city.kunitachi.lg.jp</p>
--	--	---	--

<p>ひきこもり支援事業補助金 (H30 57万円)</p>	<p>市内にひきこもり等の青少年を対象とするフリースペースを開設するNPO法人又はこれに準ずる団体(1)とする。</p> <p>1次に掲げる事項を満たす団体をいう。</p> <p>(1)当該団体の目的に賛同して入会した個人及び団体(以下「構成員」という。)を10人以上有すること。</p> <p>(2)団体の名称,代表者及び主たる事務所を有すること。</p> <p>(3)年に1回以上,構成員の全員に参加を呼びかけて総会を開催し,事業報告及び会計報告を行い,運営方針等について意見交換すること。</p> <p>(4)団体として収入・支出は予算に基づき行い,会計簿を備えること。</p>	<p>ひきこもり等の青少年の居場所の拡大を図るために,任意の事業者の自主的な活動を保障するとともに,地域でのフリースペース活動に必要な家賃の一部を助成することにより,事業者の負担軽減を図り,もって地域社会におけるひきこもり問題に関する理解を促進することを目的とした事業。フリースペースを開設するに当たり賃借している施設の家賃とする。なお,家賃とは,対象事業者が事業の家賃(共益費,駐車場使用料等を除く)に2分の1を乗じて得た額とし,50,000円を限度とする。</p>	<p>粕江市 児童青少年部児童青少年課児童青少年係 TEL 03-3430-1281</p>
------------------------------------	---	--	--

<p>子ども食堂運営支援補助金 (H30 15万円)</p>	<p>市内に主たる活動の拠点を有し、地域活動、子どもの支援に資する福祉活動等に関する活動実績を有し、次に掲げる要件を満たす法人その他の団体とする。</p> <p>(1) 1年以上継続して子ども食堂を運営する意思及び能力を有すると認められること。</p> <p>(2) 組織及び運営に関する事項を定めた会則又は規約等があること。</p> <p>(3) 政治的又は宗教的活動を行うことを目的としていないこと。</p> <p>(4) 活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。</p> <p>(5) 狛江市暴力団排除条例(平成25年条例第17号)に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。</p> <p>(6) 団体及び団体の代表者が市税等の滞納をしていないこと。</p>	<p>子どもの孤食を減らすとともに、子どもが安心できる地域の居場所づくりや保護者への子育て支援を目的に、市内で「子ども食堂」を実施している団体に対して、年額30,000円を上限に経費の一部を補助する。</p> <p>対象経費は、食材費・消耗品費 印刷製本費 保険料 会場使用料とする。</p>	<p>狛江市 児童青少年部子育て支援課企画支援係 TEL 03-3430-1276</p>
------------------------------------	---	--	---

<p>あきる野市地域子ども育成 リーダー提案事業補助金 (H30 150万円)</p>	<p>提案事業を行う地域子ども育成 リーダー 市が主催する研修を修了し、 市長から認定を受けた方々</p>	<p>地域の実情に応じた創意工夫のある取組 によって、子どもの育成、子育て支援等 を推進するため、広く市民を対象とした 事業に補助を行う。 (予算の範囲内において上限額 20万円)</p>	<p>あきる野市 子ども家庭部子ども政策課 TEL 042-558-1111(内線 2681) http://www.city.akiruno.tokyo .jp/0000006338.html</p>
---	---	--	--

<<神奈川県>>

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
よこはまふれあい助成金	<p>市社会福祉協議会実施分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活課題（ ）があり支援を必要とする人に直接的な支援を行う事業 ・支援を必要とする人に情報を提供・発信する事業 ・広く住民向けの福祉啓発事業 ・地域福祉保健活動に参加する人材の育成事業 <p>ひきこもり、虐待、生活困窮などの状態にある人</p> <p>区社会福祉協議会実施分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加による地域福祉推進事業 <p>の事業とも子ども食堂や学習支援、学齢期の放課後の居場所事業、親子サロン、障害児の居場所などが対象活動に含まれます。</p>	<p>助成限度額 件数：</p> <p>100万円 2件</p> <p>30万円 10件</p> <p>助成年限：1年</p> <p>助成限度額：</p> <p>各区社協 助成金制度に基づく</p> <p>助成件数：各区予算の範囲内で助成</p>	<p>横浜市社会福祉協議会</p> <p>TEL 045-201-2096</p> <p>各区社会福祉協議会</p>

<p>定時制生徒自立支援業務委託事業 (H30 280万円)</p>	<p>本市の委託事業を行う社会福祉法人等</p>	<p>校舎内のオープンスペースを活用して、授業前や放課後に生徒の相談等に対応するコーディネーターとサポートスタッフを配置し、定時制生徒の自立を支援するための業務を委託する。</p>	<p>川崎市 教育委員会事務局学校教育部 指導課 TEL 044-200-3243</p>
<p>川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業 (H30 1,000万円)</p>	<p>社会福祉法人や NPO 法人等の営利を目的としない団体で、一定の要件を満たしていること。</p>	<p>子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うことのできるまちを目指し、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対して補助金を交付する。補助率；1/2（ただし、新規応募団体かつ新規取組の場合、補助率1/2適用なし）、上限額；実施日数によって、上限額20万円、40万円、60万円、80万円</p>	<p>川崎市 こども未来局青少年支援室 TEL 044-200-2669</p>

<p>地域活性化事業交付金</p>	<p>5人以上の構成員で組織される 団体</p>	<p>幅広い層の市民の参加及び協働による地域の活性化を目指し、市民が自主的な課題解決に取り組む事業に対して交付する。</p> <p>補助対象事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の防災・防犯に関する事業 2 地域の保健・健康づくりの増進に関する事業 3 地域福祉の増進に関する事業 4 産業や観光の振興に関する事業 5 環境の保護・保全に関する事業 6 青少年の健全育成に関する事業 7 地域の文化・伝統の振興に関する事業 8 生涯学習に関する事業 9 地域及び地域活動の情報発信及び広報に関する事業 10 区が推進する重点事業 11 その他地域のコミュニティづくりを目的とし、区長が特に認める事業) <p>補助率：交付対象経費の10分の10以内とする。ただし、事業の遂行上必要な物品その他の財産であって金額が1万円以上のものの交付率については、3分の2以内</p>	<p>相模原市 こども・若者支援課 TEL 042-769-8289</p> <p>相模原市 市民協働推進課 TEL 042-769-8226</p>
-------------------	------------------------------	---	---

<p>平塚市市民提案型協働事業 (青少年指導・相談事業負担金) (H30年 35万円)</p>	<p>一定の条件を満たしている市民活動団体</p>	<p>採択事業「青少年指導・相談事業」 不登校やひきこもりとなった子どもたちの状況を改善し、自立を支援するために青少年会館内にフリースペースを確保するとともに相談会を開催(年6回)する事業 (年間事業費 35万円)</p>	<p>平塚市 健康・こども部青少年課 指導相談担当 TEL 0463-34-7311</p>
<p>プレイパーク事業(協働事業) (H30 23万円)</p>	<p>プレイパーク事業実施団体</p>	<p>地域社会全体で子どもの遊びや成育に関わり、子ども自身が本来持つ力を発揮しながら社会の中で成長していける環境を整える。 市民団体の意向に即し、年間8回程度のプレイパーク開催運営費の一部を負担する。 年間：238,000円</p>	<p>小田原市 子ども青少年部 青少年課 TEL 0465-33-1724</p>
<p>地域の見守り拠点づくり事業 (H30 71万円)</p>	<p>各地区の拠点づくり事業の主催団体</p>	<p>地域総ぐるみで子どもを見守り育てるというスクールコミュニティの理念のもと、子どもたちの安全確保と健全育成を図るため、地域にある空間を活かして体験学習の機会を提供し、子どもたちの居場所の基礎づくりを行う。 1地区年間：65,000円</p>	<p>小田原市 子ども青少年部 青少年課 TEL 0465-33-1724</p>

<p>市民活動応援補助金交付事業 (H30 200万円)</p>	<p>一定の要件を満たしている市民活動団体</p>	<p>条例に基づき、市民が自発的に行う市民活動を財政的に支援することにより、市民活動の活性化と自立を図るとともに、市民・市が互いにパートナーとして協働の姿を生み出し、市民参加によるまちづくりを進める。</p> <p><スタートアップコース> (事業費の100% 上限10万円)</p> <p><ステップアップコース プランA> (事業費の70% 上限20万円)</p> <p><ステップアップコース プランB> (事業費の50% 上限30万円)</p> <p>平成30年度において「子供の居場所」づくりに関連のある事業として「親子を中心とした、多世代交流スペース事業」が採択されている。</p> <p><ステップアップコース プランA> (193,00円)</p>	<p>小田原市 市民部 地域政策課 TEL 0465-33-1458</p>
--------------------------------------	---------------------------	--	--

<p>秦野市子どもの居場所運営事業費補助金 (H30 6万円)</p>	<p>市内において、子どもの居場所を運営する市民団体</p>	<p>将来を担う子どもたちの健やかな成長を促進させる環境づくりの一環として運営される子どもの居場所運営事業に対し支援するもの。</p> <p>(1) 補助対象となる事業内容(主な条件)</p> <p>定期的を開催し、かつ、年8回以上実施する計画があること(当年度4/1の段階で、既に開催実績があること)</p> <p>子どもとの遊び・交流、見守り活動を行うこと(食事の提供又は学習の支援は可能な範囲で実施)</p> <p>食事を提供する場合は、子どもには無料又は低額(100円程度/1食)で実施すること</p> <p>(2) 補助率: 補助対象経費の1/2(上限2万円/年額)</p> <p>(3) 補助対象経費: 消耗品費、食材費、印刷製本費、保険料、会場使用料</p>	<p>秦野市こども健康部子育て支援課 子育て政策担当 TEL 0463-86-3460</p>
---	--------------------------------	--	---

<p>秦野市市民提案型協働事業 (H30 88万円)</p>	<p>「提案時において1年以上活動を継続している」のほか、一定の要件を満たしている市民活動団体</p>	<p>市民活動団体の新しい発想、柔軟性、専門性を活かした提案に基づき、市民活動団体と市とが対等な立場で適切な役割分担のもと、双方の責任において協働して事業に取り組むことで相乗効果を発揮し、地域社会の課題解決及び新たな市民サービスを創出するもの(1事業あたり上限100万円の負担金支出)。 H29年度に「鶴巻地区居場所プロジェクト」を採択し、H30年度に協働事業実施</p>	<p>秦野市こども健康部子育て支援課 子育て政策担当 TEL 0463-86-3460</p>
------------------------------------	---	--	---

<p>厚木市市民活動推進補助金 (H30 60万円)</p>	<p>市内に拠点がある公益的な市民活動を行う団体</p>	<p>市民活動を推進し、活力ある地域社会の発展と市民福祉の向上に資することを目的し、次のいずれかに該当する事業のうち、その内容が適当と認められるものに交付いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.保健、医療又は社会福祉の増進を図る事業 2.環境の保全を図る事業 3.教育、文化及びスポーツの向上を図る事業 4.子育て環境の充実を図る事業 5.その他不特定かつ多数のものの利益の増進を図る事業 <p>補助対象事業に要する経費(報償費、需用費、使用料及び賃借料)のうち当該補助対象事業に係る収入を控除した額の2分の1又は10万円のいずれか低い額を上限とします。</p>	<p>厚木市市民協働推進課 TEL 046-225-2141</p>
------------------------------------	------------------------------	--	--

<p>厚木市市民協働事業提案制度 (H30 494万円 うち子ども食堂実施予算額 50万円(2団体))</p>	<p>市内に拠点のある地域課題、社会課題等の解決を目指す事業を団体</p>	<p>市民活動団体と行政が、地域課題又は社会課題を解決するため、協定書を締結し、役割分担を決め、共に事業を実施する制度です。協働事業の内容は、教育、福祉、環境など、行政(厚木市)に関連があるものが対象となる事業です。 実施のために直接必要な経費(報償費、人件費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、賃借料、光熱水費、通信運搬費、食糧費、その他)は、1事業200万円を上限額とします。</p>	<p>厚木市 市民協働推進課 TEL 046-225-2141</p>
<p>こども食堂支援事業(補助金) (H30 335万円)</p>	<p>子どもの居場所づくりや子育て支援を目的としてこども食堂を運営する団体</p>	<p>こども食堂を設置・運営する際の費用の一部を補助 初期経費(1団体1回)10万円以内 運営経費 1万7千円×実施回数(最大48回分)以内</p>	<p>大和市 こども・青少年課 TEL 046-260-5224 http://www.city.yamato.lg.jp/web/seishou/seishou01211631.html</p>
<p>綾瀬市市民活動応援補助金(きらめき補助金) (H30 150万円)</p>	<p>次の要件の全てに該当する市民活動団体が対象 (1)主な活動場所又は運営拠点が市内にある団体 (2)構成員が3人以上の団体</p>	<p>主に市民を対象とした市民活動(公益的な事業)が対象 【補助区分】 いぶき 1団体10万円以内(1回まで) はぐくみ 1事業20万円以内(3回まで) はばたき 1事業50万円以内(5回まで) 2団体以上と協働で実施</p>	<p>綾瀬市役所 市民環境部 市民協働課 自治協働担当 TEL 0467-70-5640</p>

<p>地域子育て環境づくり支援事業 (H30 30万円)</p>	<p>次の要件の全てに該当する団体が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内を拠点として活動する団体 ・5人以上で構成される団体 ・構成員の半数以上が町内在住、在勤又は在学の者である団来 	<p>地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進するため、子育て支援に関する事業を行う団体に対して補助金を交付する。</p> <p>(補助金額) 30万円を限度として、1団体ごとに1年度につき1回</p> <p>(対象事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援を行うボランティア団体等の活動の立ち上げに伴う事業 ・地域の実情に応じた創意工夫のある取り組みで、かつ、地域における子育て力を育み、きめ細かな子育て支援活動を推進するための事業 	<p>寒川町 子育て支援課子ども家庭担当 TEL 0467-74-1111</p> <p>http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kenkoko_domo/kosodatesienka/kodomokatei/info/kosodate_syounen/kosodate_sien/1466553618690.html</p>
<p>開成町子ども・子育て支援活動助成事業 (H30 30万円)</p>	<p>子ども・子育て支援活動のうち「子どもが安心・安全に過ごすことができる居場所づくりを行う事業」「学習又は遊びの場の提供を行う事業」「孤食や育児の孤立を防止する事業」「困難を抱えた子どもや家庭を支援する事業」を開成町内で行う団体</p>	<p>事業を実施するための直接の経費(活動日数に応じて上限額あり)を交付する。 (年間5日以上13日未満 8万円、年間13日以上25日未満9万円、年間25日以上10万円)</p>	<p>開成町 子ども・子育て支援室 TEL 0465-84-0328</p>